

道 標

2 0 2 2
3 / 2
号 外

発行所 自治労
福島市役所職員労働組合
福島市五老内町3-1
〒960-8111
TEL024-534-6791
FAX024-533-5889
発行人 丹野 隆央
編集人 白戸 武蔵



4月1日から

自転車損害賠償保険義務化

～ 自治労共済各種特約の活用を ～

自治労共済による対応方法について

1 対応する制度

制度名	特約名	摘要
① じちろうマイカー共済	自転車賠償責任補償特約	
② 住まいる共済	個人賠償責任共済	
③ 改正後の団体生命共済	個人賠償責任共済	2022年10月発効

2 特約の概要

区 分	① 自転車賠償責任補償特約	個人賠償責任共済	
		② 住まいる共済	③ 団体生命共済
月額掛金	80円	200円	
支払事由	自転車の事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合	日本国内において、次の(1)(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合(注2) (1) 日常生活における偶然な事故 (2) 主たる被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然の事故	
支払限度額	1億円	3億円	
その他	・示談交渉サービス付 ・家族(注1)が複数台所有していても補償	・示談交渉サービス付 ・対人臨時費用 ○死亡させたとき10万円 ○10日以上入院をさせたとき2万円 ○対人事故3,000円	

(注1) 主たる被共済者とその配偶者、同居の親族、別居の未婚の子

(注2) 一契約で、同居で同一生計の家族が賠償責任を負った場合も保証される

※県条例に関する詳細については福島県ホームページ等をご参照ください

【問い合わせ 組合事務局 内線6291】

「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」制定に伴い、本年4月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられることとなります。福島市職労は、これらに対応する自治労共済制度を組合員の皆様にご周知しますので、通勤やご家族の通学等で自転車を利用する方は、ご検討をお願いいたします。